



官板

新條約書

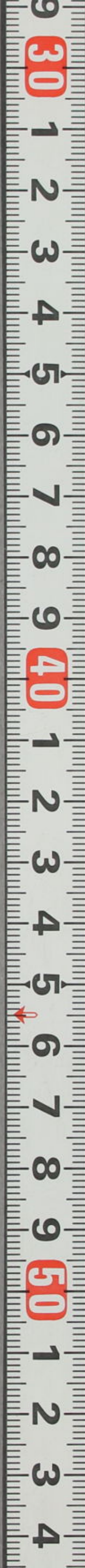
運上法則
東京横濱

五十一番

7 20

6980

1



明治元戊辰年新訂

官版

新條約書

弘通書肆 文淵堂梓

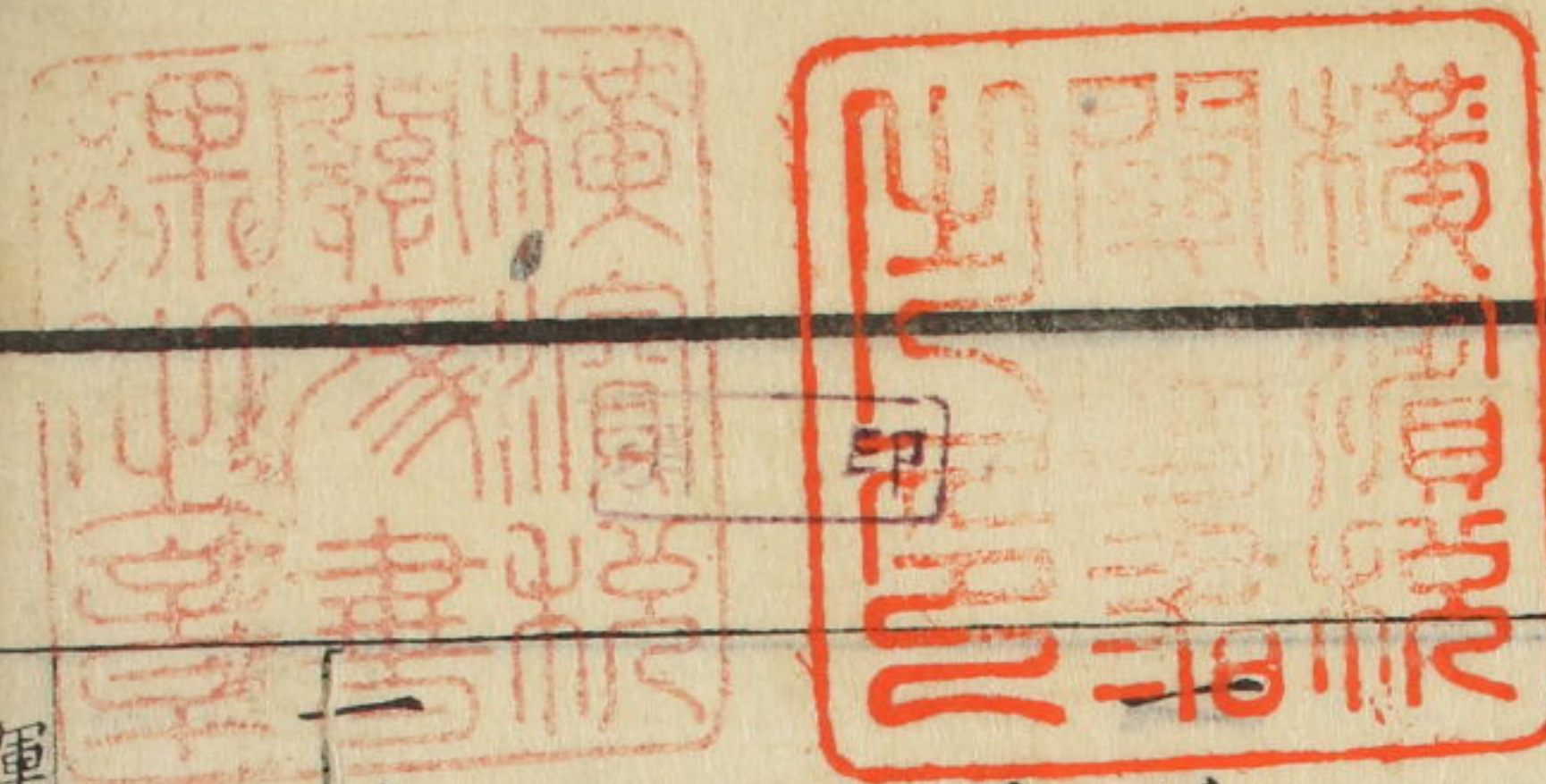
運上所法則

外國船入港いたし候りて運上所士官一人即
刻其船へ來意尋問のとり罷越可申事

但し此士官ハ入津の船注進の士官得相心
可申事

一外國船當港に碇泊の上其國の岡士館へ届の
手數致船目錄差出岡士方の請取書并積荷目

運上所法則



録并手數料として洋銀十五枚を運上所にて持
参いたし候へば書類ハ其儘預り置洋銀の請
取差遣し可申事

但し出港の節ハ洋銀七枚右船長が相納候
答ふ付其節ト前書と同様請取可遣事

一居留外國人が入港の船々が荷物陸揚の儀願
出候へば積荷目錄を引合せ其上にて免狀可
遣事

但し荷物一應運上所前より陸揚為致改之役
人荷物改濟の上本人へ相渡可申事

一居留の外國人荷物陸揚の儀願出候へば其荷
物逐一相改且又其價等不相當の儀申出候ハ
其時は直段附上げ運上取立可申事

但し外國人々直段附上げ候節其儘賣渡候
節運上所より買上可申事

一外國人荷物運上所借庫入の儀願出候へば其

節荷物藏入候折請取書遣置藏出の節藏敷取
立可申事

但し藏入の節手数料として一步銀一分以
取立可申事

一運上金取立の儀ハ新定税目^{きり}は随ハ輸出輸入
の物品の定税取立可申事

一日本商人ハ外國商人ハ品物買取約定日限取
極^{きり}遅延^{きり}ハ及候^{きり}又ハ品物の約定の時期ハ直

段相違等々起る訴の件ハ一應税局士官より
吟味の上急速載断難決諸件ハ御役所公事掛
ハ相廻^{きり}候様取極候事

大阪表外國人居留する規則

第一條

大阪の開港場は、これを外國商船等碇泊するべく、尤外國所持の荷物の即ち條約附録交易規則に隨ひ兵庫にて改を更け同所或は他の開港場に於て輸入税を納めたる上は非き、大阪へ陸揚するべく、且大阪に於て輸出税を取

立る事々要らるゝ至る迄當分の内外國人大阪
より輸出する物産も兵庫運上所にて改と更け
輸出税と納めたる上よりあらざるを同港より以
て外國へ積込むべし

第二

本書附録の規則并條約附録の更易規則は隨ひ
日本人或は外國人所持の荷物運送船引船或は
乗合船等帆前蒸氣の差別あるし大阪と兵庫の間

と往復をべし

第三

大阪在留外國人左に記せし境界の内遊歩勝手
次第たるも即ち南へ大和川と界は舟橋迄登
夫より教興寺村佐田迄横切境市中へ大和川の
外を遊歩を免れ

俱し大阪より兵庫の往復路筋は京師と去る
事十里と以て限りし外國人は大阪表にお

而て海陸往來する事日本人同様差障りるる
はるべし

第四

右の件々ハ六ヶ月試みの上尚再議をべし時宜
次第其以前より再議をべし

大阪兵庫間引船荷物運送船并外國人乗合船と設る規則
ハ本條三ハ外國人乗合船ハ大阪兵庫間引船荷物運送船并外國人乗合船と設る規則
ハ本條三ハ外國人乗合船ハ大阪兵庫間引船荷物運送船并外國人乗合船と設る規則

大阪と兵庫の間引船荷物運送船并外國人乗合
船と設る規則

第一條

都て引船荷物運送船或ハ乗合船等兼て日本長
官の免許状所持せざるものハ大阪と兵庫の間
往復するべし事

第二條

大阪兵庫間引船荷物運送船并外國人乗合船と設る規則

免許狀願出候者有之節者兵庫奉行と其筋のコンシユル取調の上免許狀可相渡右免許狀ハ双方國語ニ以て船の模様等委敷書加へ兵庫奉行へ相渡しコンシユルの奥印居へ登る事

第三條

免許狀差出候てより一ケ年ヲ過り奉行并コンシユル勘考の上免許を差留べし或ハ再應差出べきやと取極むべし尤最初ハ勿論其後免許

狀相渡候都度々手数料として一トンニ付金一歩ツ、日本政府へ可納事

第四條

運送船ハ荷物積込の上船口へ水入八尺以上の船ハ免許狀相渡べくし

第五條

免許有之船へ役人ヲ為乗組候事或ハ大阪兵庫の間往復の時役人差副候事ホ都て日本政府の

勝手をもるべき事

第六條

兵庫に於て免許有之候船へ荷物積込候節に其品は寄税濟證文或は無税證文を其持主の差副べし若證文無しは大阪陸揚せんとするもの有之に於ては時宜次第取上べき事

第七條

大阪或は兵庫に於て免許有之候船へ荷物積

込陸揚の義は日本政府より差圖せし波戸場或は其為る日本政府に於て免許有之候傳馬船に限るべき事

第八條

免許在之候船等ハ大阪と兵庫の間は荷物或ハ人運送并牽船の外何の用向たりとも用ふべからず且海上ハ外國船亦ハ日本船或ハ陸揚ホ寄り附べりし事

第九條

免許を得たる船は乗組の外國人船長ヲ除きの外水夫等ハ大阪に於て上陸する事ヲ許さん

第十條

此規則或ハ追て可取極の規則と違背するもの
何ラを免許狀取上るものとす其コンシユル
ハ兼て其本國政府より士民として諸條約を守ら
ふむる為ニ與らばし權を以て罰をべき事

兵庫港并大阪におゐる外國人居留場の事は付
此度取極めし條の件々左の通

一 日本政府におゐる條約の外國人兵庫に居留
地と神戸町と生田川との留に取極メ別紙繪
圖面は紅色は彩色のなる通り海岸より次第
ニ高く水かけ入宜敷様は築立海岸は長サ四
百余の石垣と設け猶以後決定の上往來筋と

開き下水を堀るべし

二前條々取極の外國人の爲に用意する地所段々塞り猶他の場所入用の時は至きハ入用丈の後山脇迄廣くし或ハ神戸町にて地所或ハ家作所持する日本人其意に任せ外國人は貸る事勝手次第するべし

三條約通り大阪に於て家を借り住居するたゞの一區の場所別紙繪圖紅色と粉色せし所は

取極たり右一區の内家屋敷を所持する日本人貸る事好まざる時ハ外國人に無理に貸さしむる事あるらん且又日本政府はおろく條約濟の各國人民開港場はおろく地面を借り家屋を建へる法則同様右繪圖の中は藍色めける場所自普請の爲に日本政府より貸し與へし右一區面の邊はゆる只今迄農業耕作のする所の地所と他の地面と平均に築立

川端は石垣と設け取用とせざる往來筋を開き
下水と堀有所の樹木と其儘に置不荒と人致
るべし

四右自普譜の爲にせざる地所段々塞り猶他の
地所入用の節に至るまで入用丈ケ南の方へ地
續とを以て廣むべし

五兵庫大阪兩所の居留地ハ當卯十二月七日
千八百六十八年一月一日迄外國人居留せると免上文の
洋西

通無相違用意可致事

六地面の券書讓渡の代金と以て外國人のた
る右地面と用意せざる入費償へべし居留地
速に分割し勝手の好悪は依り多少の價を付
け惣金高日本政府の諸入費は當る様は勘定
るべし右供法ハ入費元金の高等を以て元と
とせり貸し外國人へ貸與ふべし條約濟各國
人ハ右せり貸して入用丈地面持貸遣べし貸

渡の金高是迄日本政府より費せし金高は越
る時其差引益金に前以費せし入用及ひ其
損失と償^ひを爲日本政府より取置べし
七大阪兵庫におゐて外國へ貸與し地面は付年
々土地税と納むべし右地稅は只今迄日本政
府へ納めし普通の地稅みて外に往來并下水
の修復居留地掃除常夜燈并に取締^{むすばん}の諸入費
とかけ勘定をべし

八兵庫大阪に於て前文取極り外國人居留の
場所前の法則通せり貸し非を日本政府よ
り外國の政府或は町人の社中其外何人をも
とも普請の爲或は他用の爲地面を貸與する
事はさへり且コンシユル出張所の爲居
留地の内外なりとも別し地所を貸與すべし
らる

九兵庫并大阪におゐる外國人に貸與し地面の

入費元金毎年可納^{いり}地稅往來屋敷道下水堀の
頻數^{しんすう}廣狹臨時ニセリ貸^かしむる地面の多少セ
り貸^かの仕方并セリ日限其外下文ニ書載セリ
る墓地の設け方ハ追テ各國公使ト商議の上
日本政府ニおいて其法決定むべし

十千八百六拾六年六月廿五日江戸ニありて取
極し新約定書の法ヲ倣^{なま}ひ兵庫大阪ニありて
外國人のいまだ輸入税と不納荷物と入るを

免インシユランス

火難更合の仕方ニ一藏^{いざう}と
政府ニて設け請合人ハ別

み届のりく
任セー事

の出來へる様の貸藏と日本政

府より設けへし兵庫ニありて繪圖面藍色ニ
彩色し何處場所ハ貸藏其外日本政府の用地
として除き置べし且又堀りたる修船場
ハ取除くべし

土各國人墓地の義ハ兵庫ニありて居留地の後
の山邊大阪ニありてハベイゲン山ニ日本政

府より設くべし尤地所垣牆うきの設けハ日本政
府にて致らべし掃除修復うきの入用ハ居留人の
惣体にて取斗ふべし

十二西海岸の港地うき其居留地と江戸を借家
と定むる事ハ各國公使江戸に於日本政府と
相議の上決議をへし右に擧る港并市中にお
るに當地より取極り仕法と基もとと尚條約
及ハ新定約書に隨て施行をべし

兵庫大阪外國人居留地と面競賣こみケ條

第一條

繪圖面數枚宛設置後日の證と一兵庫大阪兩地
御役所并各國コンシユル出張所を奉行印形居
置の寫一枚宛と差置べし競賣の義ハ一番屋敷
と始とし番附の次第と追々追て不殘せらしむ
べし

二條

せり直段高直の方へ必賣渡をべし若せり高同等の者有之候りど猶改て右同等の者共としてせらしむへし

三條

兵庫地面上中下三等に分ち元地差別則左の通

上 一坪は付

中 一坪は付

下 一坪は付

且上中下明白なるより繪圖面と引へし大阪地面ハ別段は分別不致元代差等無之則左の通

一坪は付

四條

買手の人よハ高聲よく直附致をべし競増金高の義ハ一坪は付金一分の五分少からざるべし賣人或ハ自己の為或ハ他人の為直付買入て

事あるべく、落槌の節賣人買手の姓名ハ高
聲ニ唱シ早速帳面ニ留前ニ限るべし且追々地
券ニ認渡す時も右買人の名前ニ限るべし

五條

落槌の節未だ次の屋敷とせり賣に出ざる内買
手々内金として金百兩其場にて可相納是も追
々地券差渡時ハ差引勘定可致若右金子早速不
相納者ハ破談ニ相極メ次の屋敷とせり賣は不

出内改て別人とせらしむべし

六條

地券ハ別紙の通相認むべし右日附ハ千八百六十
八年三月一日ハ相渡様用意可致右ハ地券ニ書
入る名前前の當人へ可渡ハ勿論ハ候得共請取
罷出候時の買取或ハ請取權と授りし代人の證
書と持参り或ハ其外證據可為事と頭さむ其
の渡事不苦尤右のものの其證書或ハ其筋コンシ

ユル印形居へ置有の寫々日本役所へ可相納若
同年三月十五日迄一買更候事々全く了せざる
者ハ破談ハ相極メ次ハせり賣有之節ハ改て別
人ヨセらしめ既ハ納の内金ハ日本政府へ取上
べし三月一日ハ納金用度下疑ハハ改書
七條
地券差渡時ハ手數料として金五兩可納
出内八條

活券金の外ハ夫々屋敷の持主ハ永久日本政府
へ可相納地代ハ左の通り

兵庫一坪ハ付

同前百坪ハ付

大阪一坪ハ付

同前百坪ハ付

右ハ前金にて毎年西洋三月一日親しく其筋日
本役所へ可相納

本九條

右地代の外居留地取締入費等時宜次第毎歳可
相納尤是ハ一坪ヨ付金一步の三割ニ不可過

本十條

條約濟外國人民たる證據無之ものハ地券等
相渡事不可有之候

地券案

金^二兩^一受取申候右ヨ付余^{ミダ}日本政府の代

りとして何某^一

^{兵庫大阪}

公けの繪圖面通り幾百坪

有之第幾番屋敷永久貸渡事實正ニ右貸渡セ

ケ條ハ左の通り

千八百六拾八年一月日^一日本政府と外國

諸公使と取替セ^一ケ條書第四ケ條ヨ隨ハ一坪

ヨ付金^一別地代惣高^一毎年西洋三月一日

ヨ當リ無相違可相納且右ケ條書第八ケ條ヨ隨

ハ同所奉行并各國コンシユル相談の上取極メ

居留地取締入費ニシテ 無相違可相
納但一坪ニ付金一步の三刻と不可過且右第幾
番或ハ一部の地日本と條約と取結ひし外國人
民と除くの外他人へ譲るべし且譲る時ハ
必双方のコンシユルと届出しコンシユルハ日
本政府へ通達可致
右ヶ條の内違背有之時ハ日本政府ハ其コンシ
ユルへ届出し右持主の本國法度ニ隨ひ過金等

以取立へし依て地券二枚相認一ツハ借主ニ渡
置一ツハ右奉行所へ扣とるをべし

地名年月日

此度改て繪圖未と引メ此ヶ条書は付録とす
兵庫第二大河内居留地
日本政府は於て兵庫居留地ヲ設け一惣入費九
萬九千六百八拾兩と相定まり大阪を一萬五千
八百七拾二兩三步と相定まり右兵庫居留場年
々地代之惣高六千六百六兩より大阪の義ハ三
千百三拾三兩三步右ハ道路普請橋并下水溝
修覆掃除常夜燈并日本政府へ可納當然の地

税ヲ惣斗セ一ものなり

第三

日本政府は於て前條書載せ有之地税ヲ請る
はよはく道路橋下水溝常夜燈不殘修覆いし
并は往來筋掃除いしとあり且兵庫は於て常夜
燈百六拾座大阪は於て七拾座終夜燭をべし

第四

兵庫居留地——一區は分千石惣坪數……………

坪但一坪は付元代金何程年々地稅何程且場所
の善惡を以て價の相違有之故は公けの繪圖ヲ
三等に分ち上等の元代金ハ三兩中等ハ二兩一
歩下等ハ一兩一步尤下水溝掃除常夜燈の入費
と場所の差別ハ無之は付都て地稅同様たるべ
し大阪居留地——坪は分ち惣坪數——坪依て
一坪は付元代金何程地稅ハ何程

第五

外國居留地々面より賣の義ハ此ヶ条書付は附
屬する。せり賣の法則は随ふべし尤兵庫表せり
賣ハ来ル西洋二月五日ハ相始メ段々地面ヲ不
殘せしむべし大阪表せり賣ハ来ル西洋二月
十日ハ相始メ段々地面ヲ不殘せしむべし

第六

せり賣殘りの分ハ追て日本政府と外國公使と
相談の上一度又ハ二度せしむべし兵庫表元

代ハ西洋二月十日ハ再度セリ賣の日限まで一
ケ年一割の利息の割合を以てうべし

第七

去ル五月取替セリケ条第六ケ条より借渡れ金
高日本政府より費セリ金高は越る時其差引
益金日本政府へ取置ぶる約束の處兵庫居留地
取設るに依て費セリ金高利息の損失無之様取
引し付前と述リ益金居留地諸入用の積金と致

るに此積金の諸拂ふ追て日本政府と外國公
使と相談の上取極め

第八

兵庫并大阪外國人居留地取締入費と云々覺る
るたの年々一坪は付金一步の三割を以て其の
金高ヲ持主ハ納むべき事ヲ地券に書載をべし取
締人數并ハ入費の事毎年奉行并ニ外國岡士相
談して取極め輿論ヲ採用し且右取締人數

の職務を已に日本政府と各國公使と取締るし
横濱取締の法則は随ふ所

第九

日本政府は於て兵庫大阪兩居留地石垣上陸場
修復し且上陸場寂寄の海河ヲ浚ひ差支な
くむべし

第十

下水溝入費として兵庫又一萬兩大阪ハ四千四

拾三兩既に取除置有之に付兩奉行兩所各國コ
ンシユル差圖にて可成丈ヶ直に右下水等ヲ設
くべし

江戸表外國人居留を規則

第一條

別紙繪圖面は朱色にて彩色せし場所内は条約
濟の外國人日本人が所持の家屋ヲ借り商賣ヲ
稼したる住居する事を得べし尤右一區の内家
屋迄所持する日本人若し貸を事致不好時ハ外
國人は無理ニ貸さしむ事致あるを以て且又

條約濟の外國人開港場におりて地面ヲ借り家
屋ヲ建てる條約の法則同様右繪圖の中は藍
色は彩色せし場所を自普請の爲は日本政府
より貸與すべし

第二條

右自普請のを免する地所段々り塞り猶他の
地所入用の節に至るを別紙繪圖面を糸印記
せし場所依日本政府の用意致し廻り幅六間

四尺以上の道路と取設る然ル其後猶又地
面入用の節は赤色にて彩色せし場所内は都合
次第地續と以て段々廣くすべし

第三條

別紙繪圖面は藍色にて彩色せし場所ハ日本政
府より來ル十二月七日迄は在來の家屋ヲ引掃
ひ其周圍は幅六間四尺以上の道は開き十分は
下水等ヲ設け大阪兵庫外國人居留地規則第六

弟七弟八弟九ヶ条の趣に随て外國人に貸与すべし

第四条

別紙繪圖面は朱色にて彩色せし場所内ヲ通過する堀等ハ來ル十二月七日迄は日本政府より掃除し其後絶え丁寧ニ掃除せしむべし尤右堀等掃除の諸入費ハ日本政府が出さるべし

第五条

別紙繪圖面よりし印せし場所より普請は掛り居候外國人旅籠屋ハ日本政府が命じ來ル二月七日迄は必落成せしむべし尤旅籠屋ハ日本人より取扱ふべし

第六条

別紙繪圖面よりし印せし場所より都合宜敷水揚場は日本政府が取設へし且各國人所持の荷物陸揚或ハ船積するところ素倉（素倉は雨露と麦の爲めの小屋）

三
よて暫時荷物と置所と取建置べし且江戸へ開港場と何らしきハ外國商船等碇泊をべしハ尤外國人所持の荷物ハ即ち条約附録交易規則に隨ひ横濱よて改を請け同所或ハ他の開港場とたゐる輸入税ヲ納せしむる上り何しきハ江戸に陸揚せしむるハ且江戸に於て輸出税ヲ取立候事と要するハ至適當分の内外國人江戸に輸出せる物産も横濱運上所よて改メば請輸出税を納

たる上り何しきハ同港に於て外國船に積込むべし

第七條 本書附録の規則并条約附録の交易規則に隨ひ日本人或ハ外國人所持の公河物運送船引船或ハ乗合船等帆前蒸氣の差別なく江戸と横濱の間を往復をせしむ

第八條

江戸は出る外國人官服ヲ着用しとる士官の外
ハ神奈川奉行一覽附ける鑑札と横濱在留の其
國のコンシユルを請取之と六郷渡場或ハ江戸
表に於て日本役人相改むべし尤鑑札なく江戸
は出るものあらむを捕其國のコンシユルを引
渡さべし其故ハ外國人ハ江戸開市の趣意條約
面通^{ドモツ}遵奉せしめん^{ドモツ}とせらる

第九條

都て外國船江戸に着る時ハ白き標水^{シロミヅ}ヲ立た
る兩臺場の間へ入津さべし尤臺場の真中は着
る時日本役人乗組致るとせ相扣一應し其時
江戸出るとせ乗組外國人姓名書船長の納免候
上猶鑑札ヲ見せしむる事日本役人存寄次第に
るべし

第十條

兩臺場の外國人居留地前より出入る水筋ヲ

追ひ日本政府にわめく標杭或はうき置べし

第十一条

江戸在留外國人左に記せし境界の内遊歩勝手次第たるべし即新利川又江戸川口北の方金町の関所迄夫の西の方水戸街道は沿ひ千住宿大橋迄夫の隅田川以南川上は登り古谷上郷迄夫の小室村。高倉村。矢田村。萩原村。宮寺村。三木村。田中村。諸村落の筋ヲ引日野の渡場迄より玉川

口迄はおいて限りとするべし

外國人ハ江戸表にわめく海陸往來する事日本人同様差障なかるべし

入河勢其朝はともくし
 故因入はみり春はみり
 口遊はみりし

都て引船荷物運送船或は乗合船亦兼て日本長

第二條

免許狀願出候者有之節ハ神奈川奉行并ニ其筋
のコンシユル取調の上免許狀可相渡右免許狀
ハ双方國語^{こくご}と以船の模様^{しやう}等精數書^{せいすうしよ}加ハ神奈川
奉行より相渡しコンシユルの眞印可居事

第三條

免許狀差出候ハ夫ハ一ケ年と過キ奉行柔コ
ンシユル勘考の上免許狀差留^{さうりゅう}トスル亦ハ再應
差出^{さしだす}スベキト取極^{きよく}シ尤最初^{さいしう}ハ勿論其^{その}后^{のち}免許

狀相渡候都度々手数料ト一トンニ付金一
歩宛日本政府ハ納事

第四條

運送船ハ荷物積込^{しきこみ}ト船足水入六尺以上の
船ハ免許狀渡^{わた}スヘク且日本長官ハ別段
の免許狀ヲ得^えルものハ非^{あら}キ臺場の外^{ほか}於^おて
人及ハ荷物^{おび}と揚卸^{あげおろし}スベキニ

第五條

免許有之船へ役人ヲ為乗組候事或ハ江戸横濱
の間往復の時差副る事等都て日本政府の勝手
次第たるべき事

第六條

横濱よ於て免許有之候船へ荷物積込候節ハ其
品より税濟證文或ハ無税ト其持主ハ差副る
べし若し證文アリハ江戸へ陸揚せしとある者
有之ハ於てハ事宜次第取上べき事

第七條

江戸或ハ横濱よ於て免許有之候船へ荷物積
込陸揚の義ハ日本政府ハ差圖セし波戸場或ハ
其た他日本政府よ於て免許有之の傳馬船ハ
限るべき事

第八條

免許有之候船ホハ江戸と横濱の間ハ荷物或ハ
人運送并引船の外何用向たりとも用由べし

るに且海上に外國船亦に日本船或は陸地等人
寄より附べしとる事

第九條

免許ヲ得たる船の乗組の外國人船長ヲ除く其
外水夫等ハ江戸に於て上陸をる事ヲ許さる

第十條

此規則或は追て可取極の規則に違背する者何
らに免許狀取上事而已なり其コンシユルに

兼て其本國政府の士民として諸條約に守らし
むるを與へらるし權を以て罰せらる事

第九條
凡許す得ざる船の乗組ハ外國人船長ヲ除キ其
小夫等ハ江戸府内於て上陸せざる事ヲ許さん
第十條
ひるひつちふ興へるもの夥し故て諸君ハ其
發其本國政府ハ士月より其諸君ハ其

越後新瀉佐島規則

第一條

日本政府ハ貿易の用に給するたゑ佐州夷町あざの
内よく相當の貸納家と取建舶来貨物と積置ろ
ふむべく尤日數三十日の間ハ敷料しきりょうと取建ざろ
事

第二條

新瀉と夷港の沖に碇泊する商船のたゞ相應の
端舟と備置右兩所は於て荷物と陸揚又ハ船積
せしむ且新瀉と夷港の間は往來する端舟とも
設けし荷物無^{うづ}恙運送せしむしいつても相當
の賃銀と取立へる事

第三條

新瀉と夷港との間と自由ニ渡船せしむるを
日本政府より蒸氣船と備置往來のもの并荷物

と運送し又ハ荷積の端舟と引くをむし尤相
當の賃銀と取立へる事併は外國人所持の蒸氣
船或ハ端舟と以て右所用に充る事

第四條

若し夷港海岸に於て荷物揚卸不便なる節は日
本政府より夷町の後ちなる湖水に海手より
往來の通路を開くべき事

第五條

日本政府より新瀉川口邊傍に相當なる燈明臺
と取建第一等の水點一且水戸口の標水或ハ
浮水と備へて出入自在なりとむるべき事

第六條

新瀉於て他の開港場同様貸納屋と取建且荷物
揚卸と便利とせしむべき揚場と取建べき事

第七條

新瀉并夷港の市中にありて日本人と相對より

旅宿住居并倉庫と備り又ハ買入或ハ正當ある
所用のため地面と備更る事勝手次第たるべし
尤別ニ居留地と定むる

但し外國人地所と借更家、廣狹ハ新瀉ニ於
て東北ハ海面并川筋と限り西南ハ當今奉
行の支配所傍に杭河多場所と限りて田
畑其外政府に年貢と納る地と相對と不許
前廣奉行所に申立免許と受べし

第八條

條約濟各國の人民遊歩^{ヨウポ}期程^{キテイ}新瀉の奉行所より
各方凡十里^{ミチウ}を限るも其山川の都合
によりて定むへし佐渡の全島其限程と不立べ

720
6980

